

令和8年度 長寿祝福事業祝品取扱事業者募集要項

1 事業の目的と概要

多年にわたり社会に貢献された高齢者に対し敬愛の意を示し、長寿を祝福するために、9月の高齢者保健福祉月間に、下記対象者に祝品を掲載したカタログギフト（Aタイプ・Bタイプ）を贈呈する。

2 事業の対象者

- (1) カatalogギフトAタイプ
今年度中に88歳になる人：230名（令和8年6月1日現在）
 - (2) カatalogギフトBタイプ
今年度中に100歳になる人：32名（令和8年6月1日現在）
市内最高齢者（1名）、最高齢夫婦（1組）
- ※いずれも市内に3か月以上継続して住所がある方が対象

3 申込要件

市内に事業所を有する法人、または個人で、宍粟市入札参加資格者（業者登録）の名簿に登録された者

4 募集期間

令和8年6月15日から令和8年7月17日午後5時まで

5 募集祝品数

- (1) カatalogギフトAタイプ 15品程度
- (2) カatalogギフトBタイプ 10品程度

6 募集する祝品と市の負担限度額及び契約期間

- (1) 市内で生産、製造、加工、もしくは採取される物品、または市内で行うサービスが望ましいものとします。また、祝品の対象者への納入は市が発注してから原則2週間以内とします。なお、祝品は単品でも詰め合わせでも可能ですが、高齢者に危険を及ぼす恐れのあるものは不可とします。

- (2) 祝品の基準価格と市が負担する代金の限度額等は次のとおりです。

カ タ ロ グ	祝 品		送 料 (Ⅱ)	市の負担額 (Ⅰ + Ⅱ)
	基準価格	市の負担限度額 (Ⅰ) ※消費税・梱包代含む		
A	3,000円程度	3,000円	実費 ※ただし上限は1,000円 とする	3,000円+送料実費 ※送料の上限は1,000円
B	5,000円程度	5,000円		5,000円+送料実費 ※送料の上限は1,000円

- (3) 祝品の納入は対象者の居住地（自宅や施設）又は対象者が指定する場所となりますが、送料の実費を市に請求することができます（ただし、送料の市の負担の上限額は消費税込みで1,000円とします）。

※一部市外・県外を指定される可能性があります。

- (4) 契約期間は令和8年8月1日から令和9年3月31日までの予定です。

7 申込方法・申込先

(1) 申込方法

①、②いずれかの方法でお申し込みください。

① 専用フォーム

URL : <https://logoform.jp/form/Pr8o/1614667>



② 下記の書類一式を郵送または電子メールで提出してください。

- ・長寿祝品取扱事業者申込書
- ・見積書（任意様式）
- ・祝品の写真

(2) 申込先

宍粟市役所 健康福祉部 高年福祉課

〒671-2573 宍粟市山崎町今宿 5 番地15 宍粟市役所北庁舎 1 階

電話 : 0790-63-3160

E-mail : konenfukushi-kk@city.shiso.lg.jp

8 その他

- (1) 応募については、各カタログについて1事業者1商品のみとします。
- (2) 祝品の選考にあたり、事業所の住所や市税の納税状況に関する情報を確認しますので、同意のうえ、お申し込みください。
- (3) 祝品の発送とあわせて、貴社のカタログやチラシを同梱することはできますが、祝品発送時以外でダイレクトメールを送るなど、個人情報をも目的外で使用することはできません。
- (4) 祝品の発送にあたっては、あらかじめ対象者に受取日時の連絡・調整や商品に関するお問い合わせの対応をしていただきます。
- (5) 祝品の選考は市が行い、結果は後日お知らせします。ご希望に添えないこともありますので、あらかじめご了承ください。
- (6) 対象者へのカタログ配布は9月15日頃となるため、市から各事業者への発注は9月下旬から10月頃がピークとなる見込みです。